

令和7年度税制改正における「特定親族特別控除」の創設を踏まえ、高等教育の修学支援新制度の収入基準の算定方法及び多子世帯支援に係る子等の数え方について、早生まれ(1月から3月生まれ)の者を遅生まれ(4月から12月生まれ)の者と同様に扱うことができるよう、所要の措置を講じるものです。

8文科高第735号
令和8年8月7日

各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
大学及び専修学校を設置する各地方公共団体の長
各 学 校 法 人 理 事 長
放 送 大 学 学 園 理 事 長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各 都 道 府 県 知 事
大学、高等専門学校及び専修学校を設置する
地方独立行政法人を設立する各地方公共団体の長
厚生労働省医政局長
厚生労働省社会・援護局長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各 地 方 公 共 団 体 の 長
独立行政法人日本学生支援機構理事長
日本私立学校振興・共済事業団理事長

殿

文部科学省高等教育局長
合田 哲雄

文部科学省総合教育政策局長
淵上 孝

文部科学省初等中等教育局長
茂里 毅

「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」の公布及び「大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条の2及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第23条の2第2項第4号イ(1)の規定に基づき文部科学大臣が定める件」の改正について(通知)

この度、「独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和 8 年政令第 249 号）（以下「一部改正政令」という。）が令和 8 年 8 月 7 日に公布されました。

更に、「大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 1 条の 2 及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第 23 条の 2 第 2 項第 4 号イ(1)の規定に基づき文部科学大臣が定める件について」（令和 7 年 3 月 31 日文部科学大臣決定。以下「文部科学大臣決定」という。）の改正を行いました。

令和 7 年度税制改正では、19 歳以上 23 歳未満の者に関して、合計所得金額が 58 万円（給与収入で 123 万円）を超え扶養親族に該当しなくなった場合であっても、一定の合計所得金額であれば、特定親族として、その親等について、一定の所得控除が適用されることとなっています。

また、同税制改正を踏まえ、「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 7 年文部科学省令第 19 号）（令和 7 年 7 月 31 日公布、令和 8 年 10 月 1 日施行）」では、特定親族特別控除の対象となる特定親族のうち、合計所得金額が 95 万円以下（給与収入で 160 万円以下）の特定親族について、多子世帯支援における子等の数に加えることとしました。

他方で、高等教育の修学支援新制度における収入及び子等の数の判定は、12 月 31 日時点で行われるため、4 月から 12 月生まれ（遅生まれ）の者と、1 月から 3 月生まれ（早生まれ）の者では、同じ学年にもかかわらず、年齢が 18 歳と 19 歳に分かれる状況が生じ、その場合、早生まれの者が遅生まれの者と比べて、収入及び子等の数の判定において不利になる場合が生じます。そのため、早生まれの者と遅生まれの者を同様に扱うことができるよう、所要の措置を行うものです。

本制度の対象となる大学等の設置者におかれては、下記内容について十分に御了解いただき、その運用に当たっては遺漏なきようお願い計らいいただくとともに、本件について周知をいただくようお願いいたします。なお、授業料等減免のみを申請する者に関して大学等が必要な手続き等については、後日事務連絡によりご案内します。

高等学校等の設置者におかれては、今回の制度改正が、高等学校等の生徒等が大学等に進学する際に影響があることに留意し、本件について大学等への進学を希望する生徒等への進路指導などにおいて「高等教育の修学支援新制度」の内容とともに適切に周知いただくようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、所轄の学校（専修学校を含む。以下同じ。）に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及びその設置者並びに域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、高等学校を設置する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長及

び厚生労働省におかれては、所管する学校に対して、本件について周知をいただくようお願いいたします。なお、周知に際しては、今回の制度改正は「高等教育の修学支援新制度」に関する内容であることから、主として大学等や高等学校等を対象に周知いただくようお願いいたします。

なお、令和8年度税制改正を踏まえ、令和9年10月の判定に向けて、早生まれの者に係る収入基準の算定方法について、所要の改正を予定しております。令和8年度税制改正に係る収入額等への影響については、「「高等教育の修学支援新制度」における令和8年度地方税制改正の影響について」（令和8年8月7日付け事務連絡）をご確認ください。

記

第1 一部改正政令の概要

(1) 学資支給金の額を定めるための収入基準の算定方法の見直しについて

独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に規定する学資支給金の額を定めるときに用いる支給額算定基準額の算定について、支給対象者が学資支給金支給年度の前年度の12月31日においてその生計維持者と生計を一にする親族又は里親に委託された児童であり、かつ前年の合計所得金額が123万円以下（給与収入で188万円以下）であるものであって、当該学資支給金支給年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者であるときは、当該学資支給金支給年度分の当該生計維持者の課税総所得金額等の合計額から、当該支給対象者の所得に応じて定める額（給与収入が160万円以下の場合、45万円。160万円を超え188万円以下の場合、45万円から逡減する額）を控除することとする。（独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成16年政令第2号）第8条の2第4項関係）

(2) 授業料等減免の額を定めるための収入基準の算定方法の見直しについて

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項に規定する授業料等減免の額を定めるときに用いる減免額算定基準額の算定について、授業料等減免対象者が授業料等減免実施年度の前年度の12月31日においてその生計維持者と生計を一にする親族又は里親に委託された児童であり、かつ前年の合計所得金額が123万円以下（給与収入で188万円以下）であるものであって、当該授業料等減免実施年度の前年度の1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者であるときは、当該授業料等減免実施年度分の当該生計維持者の課税総所得金額等の合計額から、当該授業料等減免対象者の所得に応じて定める額（給与収入が160万円以下の場合、45万円。160万円を超え188万円以下の場合、45万円から逡減する額）を控除することとする。（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第2項関係）

(3) 施行期日

令和8年10月1日から施行する。（附則関係）

第2 文部科学大臣決定の改正の概要

授業料等減免実施年度（又は学資支給金支給年度）の前年度の12月31日において生計維持者と生計を一にする親族又は里親に委託された児童であり、かつ前年の合計所得金額が95万円以下（給与収入で160万円以下）であるものであって、1月1日から3月31日までの間に19歳に達した者について、子等の数に加えることとする。

第3 制度改正の周知

地方公共団体、高等学校等及び本制度の対象となる大学等の設置者は、本通知等の内容を十分了知の上、本来、対象となる者が制度改正の不知により支援を受けられないことがないよう、十分な周知を行うこと。

【添付資料】

別紙1 独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和8年政令第249号）

別紙2 大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条の2及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第23条の2第2項第4号イ(1)の規定に基づき文部科学大臣が定める件

【参考】

高等学校等就学支援金制度等及び高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/05010502/1408866_00005.htm

【本件連絡先】

文部科学省高等教育局学生支援課

メール：gakushi@mext.go.jp

電話：03-5253-4111（内線3496）

背景

- 高等教育の修学支援新制度における収入の判定は、年収に所得控除等を反映した課税標準額により判定。
- 令和7年度税制改正において、所得控除に「特定親族特別控除」が創設されたことにより、扶養者の所得控除の要件となる子の年収基準が、
19～22歳の場合：123万円 → 160万円（※）に引き上げられた。（控除額45万円）
（18歳以下の場合：123万円）
（※）年収160万円を超え188万円以下の者については、遡減する額の控除が適用。
- 判定は12月31日時点で行われるため、
4月から12月までの生まれ（遅生まれ）の学生と1月から3月までの生まれ（早生まれ）の学生では、同じ学年にもかかわらず、年齢が18歳と19歳に分かれる状況が生じ、その場合、
早生まれの学生については、特定親族特別控除が適用されず、年収123万円を超えた場合、
遅生まれの学生と比べて、収入の判定において不利になる場合が生じる。

改正内容

収入の判定において、早生まれの学生が遅生まれの学生と比べて不利になることがないよう、
早生まれの学生の年収基準を遅生まれと同額まで引き上げ、課税標準額を算定する際の所得控除額を計算

施行日

令和8年10月1日（令和8年度後期分の判定から適用）

政令第二百四十九号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を
改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第二項及び大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第二項第二号の規定に基づき、この政令を
制定する。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項第一号中「の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」を「（生計維持者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）と生計を一にする親族（当該生計維持者の配偶者を除く。）又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（地方税法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、当該学資支給金支給

年度の初日の属する年の前年の同法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下この号において「前年合計所得金額」という。）が百二十三万円以下であるものに限る。」に、「十二万円」を「次のイからホまでに掲げる支給対象者の区分に応じ、当該イからホまでに定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 前年合計所得金額が五十八万円以下の支給対象者 十二万円

ロ 前年合計所得金額が五十八万円を超え九十五万円以下の支給対象者 四十五万円

ハ 前年合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下の支給対象者 六十三万円から当該支給対

象者の前年合計所得金額のうち八十四万円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないものうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ニ 前年合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下の支給対象者 六万円

ホ 前年合計所得金額が百二十万円を超える支給対象者 三万円

（大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正）

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族」を「（生計維持者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）と生計を一にする親族（当該生計維持者の配偶者を除く。）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（地方税法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、当該授業料等減免実施年度の初日の属する年の前年の同法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下この号において「前年合計所得金額」という。）が百二十三万円以下であるものに限る。）」に、「十二万円」を、「次のイからホまでに掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、当該イからホまでに定める金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 前年合計所得金額が五十八万円以下の授業料等減免対象者 十二万円

ロ 前年合計所得金額が五十八万円を超え九十五万円以下の授業料等減免対象者 四十五万円

ハ 前年合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下の授業料等減免対象者 六十三万円から当該授業料等減免対象者の前年合計所得金額のうち八十四万一千円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。）を控除した金額

ニ 前年合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下の授業料等減免対象者 六万円

ホ 前年合計所得金額が百二十万円を超える授業料等減免対象者 三万円

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法施行令第八条の二第四項の規定は、令和

八年十月以後の月分の学資支給金の支給について適用し、同年九月以前の月分の学資支給金の支給については、なお従前の例による。

3 第二条の規定による改正後の大学等における修学の支援に関する法律施行令第二条第二項の規定は、令和八年十月以後の月分の授業料の減免及びこの政令の施行の日以後に入学する者の入学金の減免について適用し、同年九月以前の月分の授業料の減免及び同日前に入学した者の入学金の減免については、なお従前の例による。

理 由

大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資支給金及び授業料等減免の額を定めるための収入基準に関し、いわゆる早生まれの大学等の学生の生計を維持する者の収入額の算定方法を見直す必要があるからである。

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令
新旧対照条文 目次

○	独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）（抄）（第一条関係）……………1
○	大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第四十九号）（抄）（第二条関係）……………5

改 正 案	現 行
（学資支給金の額） 第八条の二（略） 2・3（略） 4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計維持者についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計維持者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「学資支給金支給年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令	（学資支給金の額） 第八条の二（略） 2・3（略） 4 前三項に規定する「支給額算定基準額」とは、支給対象者及びその生計維持者についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該支給対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、支給対象者又はその生計維持者が学資支給金が支給される月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「学資支給金支給年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないことその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令

で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第

で定めるところにより算定した額とする。

一 学資支給金支給年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第

十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者（生計維持者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）と生計を一にする親族（当該生計維持者の配偶者を除く。）又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（地方税法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、当該学資支給金支給年度の初日の属する年の前年の同法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下この号において「前年合計所得金額」と

十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第十項に規定する条約適用利子等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者の地方税法第二百九十二条第一項第九号に規定する扶養親族である場合において、当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から十二万円を控除して得た金額）に百分の六を乗じた額

5 二 (略)	という。)が百二十三万円以下であるものに限る。 である場合において、当該支給対象者が当該学資支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から、次のイからホまでに掲げる支給対象者の区分に応じ、当該イからホまでに定める金額を控除して得た金額)に百分の六を乗じた額 イ 前年合計所得金額が五十八万円以下の支給対象者 十二万円 ロ 前年合計所得金額が五十八万円を超え九十五万円以下の支給対象者 四十五万円 ハ 前年合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下の支給対象者 六十三万円から当該支給対象者の前年合計所得金額のうち八十四万一千円を超える部分の金額に二を乗じた金額(当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないもののうち最も多い金額とする。)を控除した金額 ニ 前年合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下の支給対象者 六万円 ホ 前年合計所得金額が百二十万円を超える支給対象者 三万円
5 二 (略)	(新設) (新設) (新設) (新設)

改正案	現行
（授業料等減免の額） 第二条（略） 2 前項第二号に規定する「減免額算定基準額」とは、授業料等減免対象者（同号に掲げる授業料等減免対象者に限る。以下この項において同じ。）及びその生計を維持する者（以下この項において「生計維持者」という。）についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該授業料等減免対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないこ	（授業料等減免の額） 第二条（略） 2 前項第二号に規定する「減免額算定基準額」とは、授業料等減免対象者（同号に掲げる授業料等減免対象者に限る。以下この項において同じ。）及びその生計を維持する者（以下この項において「生計維持者」という。）についてそれぞれ第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額（その額が零を下回る場合には、零とし、その額に百円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。）（当該授業料等減免対象者又はその生計維持者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十五条第一項各号に掲げる者又は同法附則第三条の三第四項の規定により同項に規定する市町村民税の所得割を課することができない者である場合には、零とする。）を合算した額をいう。ただし、授業料等減免対象者又はその生計維持者が授業料等減免が行われる月の属する年度（当該月が四月から九月までの月であるときは、その前年度。以下この項において「授業料等減免実施年度」という。）分の同法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下この項において同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないこ

とその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 授業料等減免実施年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第

とその他の理由により本文の規定により難い場合として文部科学省令で定める場合については、文部科学省令で定めるところにより算定した額とする。

一 授業料等減免実施年度分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額、同法附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る課税配当所得等の金額、同法附則第三十三条の三第五項第一号に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額、同法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、同法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、同法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額並びに同法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（同法第八条第八項第四号（同法第十二条第七項及び第十六条第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第四項（同法第十二条第

六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（同法第八条第十一項第四号（同法第十二条第八項及び第十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利子等の額（同法第十一項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額（同法第十四項第四号の規定により読み替えられた地方税法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額（当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者（生計維持者が二人以上あるときは、そのうちの一人に限る。）と生計を一にする親族（当該生計維持者の配偶者を除く。）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童（地方税法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、当該

授業料等減免実施年度の初日の属する年の前年の同法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額（以下この号において「前年合計所得金額」という。）が百二十三万円以下であるものに限る。 ）である場合において、当該授業料等減免対象者が当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該生計維持者については、当該合計額から、次のイからホまでに掲げる授業料等減免対象者の区分に応じ、当該イからホまでに定める金額を控除して得た金額）に百分の六を乗じた額		イ	前年合計所得金額が五十八万円以下の授業料等減免対象者	十二万円
		ロ	前年合計所得金額が五十八万円を超え九十五万円以下の授業料等減免対象者	四十五万円
		ハ	前年合計所得金額が九十五万円を超え百十五万円以下の授業料等減免対象者	六十三万円から当該授業料等減免対象者の前年合計所得金額のうち八十四万一千円を超える部分の金額に二を乗じた金額（当該乗じた金額が十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額でないときは、十万円の整数倍の金額から八万円を控除した金額で当該乗じた金額に満たないものうち最も多い金額とする。）を控除した金額
		ニ	前年合計所得金額が百十五万円を超え百二十万円以下の授業料等減免対象者	六万円
		ホ	前年合計所得金額が百二十万円を超える授業料等減免対象者	三万円

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 二
(略) (略)

3 二
(略) (略)

背景

- 高等教育の修学支援新制度における多子世帯の子等の数は、生計維持者の子供の数により判定。
- 令和7年度税制改正において、所得控除に「特定親族特別控除」が創設されたことにより、生計維持者の子供の要件となる子の年収基準が、
19～22歳の場合：123万円 → 160万円（※）に引き上げられた。
（18歳以下の場合：123万円）
- 判定は12月31日時点で行われるため、
4月から12月までの生まれ（遅生まれ）の学生と1月から3月までの生まれ（早生まれ）の学生では、同じ学年にもかかわらず、年齢が18歳と19歳に分かれる状況が生じ、その場合、
早生まれの学生については、年収123万円を超えた場合、子供の数に含まれないため、
遅生まれの学生と比べて、多子世帯の子供のカウントの判定において不利になる場合が生じる。

改正内容

子供の数の判定において、早生まれの学生が遅生まれの学生と比べて不利になることがないよう、早生まれの学生の年収基準を遅生まれと同額まで引き上げる

適用日

令和8年10月1日（令和8年度後期分の判定から適用）

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条の2及び
独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第23条の2第2項第4号イ(1)の規定に基づき
文部科学大臣が定める件について

令和7年3月31日
文部科学大臣決定
令和7年5月29日改正
令和8年7月21日改正

大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「支援法施行規則」という。）第1条の2の規定に基づき文部科学大臣が定めるもの及び独立行政法人日本学生支援機構に関する省令（平成16年文部科学省令第23号。以下「機構省令」という。）第23条の2第2項第4号イ(1)の規定に基づき文部科学大臣が定めるものについては、この決定の定めるところによる。

第一条 支援法施行規則第1条の2の規定に基づき文部科学大臣が定めるものは次のいずれにも該当するものとする。

- 一 支援法施行規則第1条の2に規定する扶養親族等に該当しない者であること。
- 二 次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 支援法施行規則第10条第4項に規定する生計維持者（以下この条において単に「生計維持者」という。）の実子（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第2項ただし書に規定する授業料等減免実施年度（(5)において単に「授業料等減免実施年度」という。）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割の賦課期日（以下この条において「基準日」という。）から当該基準日の属する年の8月31日（授業料等減免（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項に規定する授業料等減免をいう。）が行われる月が4月から9月までの月であるときは、基準日の属する年の翌年の3月31日。）までの間（以下この条において「追加判定期間」という。）に出生したものに限る。）
- (2) 生計維持者の養子（追加判定期間に成立した民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項に規定する特別養子縁組によるものに限る。）
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（(5)において単に「里親に委託された児童」という。）（追加判定期間に委託されたものに限る。）
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、追加判定期間において生計維持者と生計を一にしていると認められる者（当該生計維持者の親族（生計維持者の配偶者並びに生計維持者のいずれかの尊属及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子を除く。）を除く。）に限る。）

- (5) 授業料等減免実施年度の前年度の 12 月 31 日において生計維持者と生計を一にする親族（当該生計維持者の配偶者を除く。）又は里親に委託された児童（地方税法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、基準日の属する年の前年の同法第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）であつて、授業料等減免実施年度の前年度の 1 月 1 日から 3 月 31 日までの間に 19 歳に達した者

第二条 前条の規定は、機構省令第 23 条の 2 第 2 項第 4 号イ(1)の規定に基づき文部科学大臣が定めるものについて準用する。この場合において、前条第 1 号中「支援法施行規則第 1 条の 2」とあるのは「機構省令第 23 条の 2 第 2 項第 4 号イ(1)」と、同条第 2 号(1)中「支援法施行規則第 10 条第 4 項」とあるのは「機構省令第 23 条の 2 第 4 項」と、「大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第 49 号）第 2 条第 2 項ただし書に規定する授業料等減免実施年度（(5)において単に「授業料等減免実施年度」という。）分の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）」とあるのは「独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成 16 年政令第 2 号）第 8 条の 2 第 4 項ただし書に規定する学資支給金支給年度（(5)において単に「学資支給金支給年度」という。）分の地方税法」と、「授業料等減免（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 4 条第 2 項に規定する授業料等減免をいう。）が行われる」とあるのは「学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）第 17 条の 2 第 1 項に規定する学資支給金をいう。）が支給される」と、同号(5)中「授業料等減免実施年度」とあるのは「学資支給金支給年度」と読み替えるものとする。

附 則

この決定の規定は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 17 号）の施行の日から適用する。

附 則（令和 7 年 5 月 29 日一部改正）

この決定の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 8 年 7 月 21 日一部改正）

この決定の規定は、令和 8 年 10 月 1 日から適用する。